

「(仮称)板橋区交通安全計画2030」の策定について

1 目的

「交通安全対策基本法」(昭和45年6月1日法律第110号)第22条等に基づき、国や都道府県は交通安全計画を作成することが定められており、区市町村においても交通安全計画を作成することができる。とされている。

これを受けて、区においても、交通安全施策を総合的かつ計画的に推進するために、東京都が定める交通安全計画に基づき、概ね5年ごとに計画を策定しており、「板橋区交通安全計画2025」(以下「現計画」)の計画期間は、国・東京都の計画期間と合わせ、令和7年度までとなっている。

現計画の計画期間終了及び、令和8年4月に東京都の「第12次交通安全計画」が策定されたことを踏まえ、令和8年度を初年度とする「(仮称)板橋区交通安全計画2030」(以下「本計画」)を策定する。

なお、本計画は「板橋区基本計画2035」の施策である「安心・安全で利便性の高い交通環境の確保」を交通安全の観点から具現化するものであり、上位計画と連携を図りながら策定していく。

本計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とする。なお、本計画策定までは、現計画の趣旨を踏まえつつ東京都の計画に準拠して、交通安全施策を推進していく。

2 内容

(1) 本計画の目標

板橋区内における交通事故件数は増加傾向にあり、特に自転車に関与する事故の割合が高い水準で推移している。また、道路交通法の改正により、令和8年4月1日より自転車の交通違反に対して「交通反則通告制度(青切符)」が導入されるなど、大きな法的転換点を迎えた。

本計画の策定にあたっては、現計画で定めた目標を継承し、「ながらスマホ」など重大事故に直結する自転車等の交通違反行為に対する取組を推進することはもちろんのこと、在留外国人の増加や電動小型モビリティの普及等、社会情勢の変化にも的確に対応し、交通事故のない安心・安全な交通環境の実現をめざして、各関係機関と連携及び協力し計画を策定していく。

(2) 記載内容 (予定)

第1部 計画の目標及び課題とその施策

- ・ 計画の位置づけ、計画期間、計画の推進
- ・ 区内の交通事故の状況
- ・ 本計画の目標
- ・ 重点課題と施策

第2部 行政機関・関係機関の取組

- ・ 道路交通環境の整備
- ・ 交通管理者による交通安全の取組
- ・ 鉄道及び踏切道の安全確保
- ・ 救助、救急体制の整備

3 スケジュール (予定)

日付	会議名等	備考
令和8年 5月	庁議	計画の方向性、進め方
6月	都市建設委員会	計画の方向性、進め方
9月	板橋区交通安全協議会	計画素案
10月	庁議	計画素案
11月	都市建設委員会 (閉会中)	計画素案
	パブリックコメント	
令和9年 1月	庁議	計画原案
2月	都市建設委員会	計画原案
4月	板橋区交通安全協議会	計画策定報告

4 検討体制

